

個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する規程（17規程第82号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 管理体制及び責務（第3条～第8条）
  - 第3章 個人情報等の取扱い
    - 第1節 個人情報等の利用（第9条～第20条）
    - 第2節 個人情報等の安全管理措置（第21条～第29条）
    - 第3節 情報システムにおける安全の確保等（第30条～第45条）
    - 第4節 情報システム室等の安全管理（第46条・第47条）
    - 第5節 業務の委託等（第48条）
    - 第6節 安全管理上の問題への対応（第49条・第50条）
    - 第7節 教育（第51条）
    - 第8節 監査及び点検の実施（第52条～第55条）
    - 第9節 個人情報ファイル簿の作成等（第56条・第57条）
  - 第4章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止
    - 第1節 個人情報窓口等（第58条～第62条）
    - 第2節 保有個人情報の開示（第63条～第75条）
    - 第3節 保有個人情報の訂正（第76条～第81条）
    - 第4節 保有個人情報の利用停止（第82条～第87条）
    - 第5節 事案の移送（第88条～第91条）
    - 第6節 審査請求等（第92条～第97条）
  - 第5章 仮名加工情報の取扱い（第98条・第99条）
  - 第6章 行政機関等匿名加工情報の取扱い（第100条～第112条）
  - 第7章 雑則（第113条～第116条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）における個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 二 個人識別符号 法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
- 三 要配慮個人情報 法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。
- 四 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- 五 仮名加工情報 法第2条第5項に規定する仮名加工情報をいう。
- 六 匿名加工情報 法第2条第6項に規定する匿名加工情報をいう。
- 七 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- 八 行政機関 法第2条第8項に規定する行政機関をいう。
- 九 独立行政法人等 法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。
- 十 個人データ 法第16条第3項に規定する個人データをいう。
- 十一 利用目的 法第17条第1項に規定する利用目的をいう。
- 十二 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- 十三 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- 十四 行政機関等匿名加工情報 法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- 十五 開示請求 法第76条第1項又は第2項の規定に基づく自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をいう。
- 十六 代理人 法第76条第2項に規定する代理人をいう。
- 十七 訂正請求 法第90条第1項又は第2項の規定に基づく自己を本人とする保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求をいう。
- 十八 利用停止請求 法第98条第1項又は第2項の規定に基づく自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求をいう。
- 十九 情報システム 情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第9号に規定する情報システムをいう。
- 二十 情報セキュリティ責任者 情報セキュリティ規程（28規程第161号）第10条第1項に規定する情報セキュリティ責任者をいう。
- 二十一 個人情報等 個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- 二十二 アクセス 紙等に記録されたものであるか、電子計算機処理に係るものであるかを問わず、保有個人情報に接する行為をいう。
- 二十三 開示請求等 開示請求、訂正請求又は利用停止請求をいう。
- 二十四 管理部 本部管理本部の観音台第1管理部、観音台第2管理部、観音台第3管理部、藤本・大わし管理部、池の台管理部、北海道管理部、東北管理部、西日本管理部、九州沖縄管理部、さいたま管理部及び川崎管理部をいう。
- 二十五 役職員 役職員及び役職員以外の者で農研機構の業務に従事する者をいう。

## 第2章 管理体制及び責務

(委員会の設置)

第3条 農研機構における個人情報の保護の適正性を確保するため、農研機構に個人情報保護検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長からの諮問又は自らの発議に基づき、次に掲げる事項について厳正に審議するものとする。

一 個人情報等及び保有個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止並びにその他個人情報の保護に関する重要事項

二 個人情報等及び保有個人情報を取り扱う情報システムの最適化を図るため必要な事項

三 農研機構が保有している個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案（以下「提案」という。）の審査に関する事項

3 前2項に定めるもののほか、委員会の構成、運営等委員会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(総括保護管理者)

第4条 農研機構に、総括保護管理者を置き、農研機構における個人情報等及び保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たらせるものとする。

2 総括保護管理者は、理事（総務、財務、デジタル化担当）とする。

3 総括保護管理者は、役職員に個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報等の安全管理が図られるよう、役職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保護管理者)

第5条 農研機構に、保護管理者を置き、個人情報等及び保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たらせるものとする。

2 保護管理者は、本部デジタル戦略部長とする。

3 保護管理者は、個人データが複数の組織で取り扱われる場合の各組織の役割分担及び責任の明確化を行うものとする。

4 保護管理者は、個人情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

5 保護管理者は、個人情報等が情報システムで取り扱われる場合は、情報システム利用管理責任者（情報システム利用規程第6条に規定する利用管理責任者をいう。）及び情報セキュリティ責任者と連携して、その任に当たるものとする。

(保護担当者)

第6条 個人情報等を取り扱う課、室、研究領域等の組織ごとに、保護管理者を補佐し、当該組織における個人情報等の管理に関する事務を担当させる保護担当者を置く。

2 保護担当者は、それぞれ個人情報等を取り扱う組織に所属する職員のうちから保護管理者が指名する1人又は複数人の者とする。

3 保護担当者は、この規程に定める事務及び保護管理者から指示された事務を適正に実

施するものとする。

(監査責任者)

第7条 農研機構に、監査責任者を置き、個人情報等及び保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たらせるものとする。

- 2 監査責任者は、監事のうちから理事長が指名する1人の者とする。
- 3 監査責任者は、必要に応じ、職員をその補助者として指名することができる。

(役職員の責務)

第8条 役職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及びこの規程の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報等及び保有個人情報を取り扱わなければならない。

- 2 役職員は、個人情報等及び保有個人情報を情報システムで取り扱う場合は、情報システム利用管理責任者が行う情報システムの利用に関する指示及び情報セキュリティ責任者等が行う情報セキュリティ対策のための指示に従わなければならない。

### 第3章 個人情報等の取扱い

#### 第1節 個人情報等の利用

(利用目的の特定)

第9条 役職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第10条 役職員は、法第18条第3項各号のいずれかに該当すると保護管理者又は保護担当者が認める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第11条 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第12条 役職員は、個人情報を取得する場合は、あらかじめ、その利用目的、取得しようとする個人情報の項目等を明らかにして、保護管理者又は保護担当者の承認を得なければならない。承認を得て取得した個人情報の利用目的、取得する個人情報の項目等を変更しようとする場合も、同様とする。ただし、緊急の必要があり、あらかじめ保護管理者又は保護担当者の承認を得ることができない場合は、事後速やかに保護管理者又は保護担当者の承認を得るものとする。

- 2 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 3 役職員は、法第20条第2項各号のいずれかに該当すると保護管理者又は保護担当者が認める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

- 第13条 役職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 役職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると保護管理者又は保護担当者が認める場合は、この限りでない。
  - 3 役職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
  - 4 前3項の規定は、法第21条第4項各号のいずれかに該当すると保護管理者又は保護担当者が認める場合については、適用しない。

(データ内容の正確性の確保等)

- 第14条 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるとともに、その旨を保護管理者又は保護担当者に報告しなければならない。

(第三者提供の制限)

- 第15条 役職員は、個人データを第三者に提供する必要がある場合は、あらかじめ、保護管理者又は保護担当者の承認を得なければならない。
- 2 役職員は、法第27条第1項各号のいずれかに該当すると保護管理者又は保護担当者が認める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
  - 3 個人データの提供が法第27条第5項各号のいずれかに該当する場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前2項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
  - 4 役職員は、法第27条第5項第3号に規定する特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合において、同号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、保護管理者又

は保護担当者に報告するとともに、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第16条 役職員は、個人データを外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第19条第2項第2号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則第15条で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第4項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして同規則第16条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下次項及び第3項並びに同号において同じ。）に提供する必要がある場合は、あらかじめ、保護管理者又は保護担当者の承認を得なければならない。

2 役職員は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、法第27条第1項各号のいずれかに該当すると保護管理者又は保護担当者が認める場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

3 役職員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

4 役職員は、個人データを外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第17条 保護管理者又は保護担当者は、個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第19条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、別に定めるところにより当該第三者への提供に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が法第27条第1項各号又は第5項各号のいずれか（法第28条第1項の規定による個人データの提供にあつては、法第27条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 保護管理者又は保護担当者は、前項の記録を、当該記録に係る個人データの提供を行った日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、原則として、3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第18条 役職員は、第三者から個人データの提供を受ける必要がある場合は、あらかじめ、保護管理者又は保護担当者の承認を得なければならない。

2 役職員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が法第27条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

3 役職員は、前項の規定による確認を行ったときはその旨を保護管理者又は保護担当者に報告するものとし、当該報告を受けた保護管理者又は保護担当者は、別に定めるところにより当該報告に係る個人データの第三者からの提供に関する記録を作成しなければならない。

4 保護管理者又は保護担当者は、前項の記録を、当該記録に係る個人データの提供を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、原則として、3年間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第19条 役職員は、個人関連情報(法第16条第7項に規定する個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。)を第三者に提供する必要がある場合は、あらかじめ、保護管理者又は保護担当者の承認を得なければならない。

2 役職員は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、法第27条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則第26条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

一 当該第三者が農研機構から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

二 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

3 第16条第4項の規定は、前項の規定により農研機構が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

4 前条第3項及び第4項の規定は、第2項の規定により役職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは「第19条第2項」と、「第三者からの」とあるのは「第三者への」と、同条第4項中「を受けた」とあるのは、「を行った」と読み替えるものとする。

(学術研究目的で行う個人情報の取扱い)

第20条 農研機構は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、法及びこの規程の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

## 第2節 個人情報等の安全管理措置

(安全管理措置)

第21条 総括保護管理者は、農研機構において取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第22条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等にアクセスする権限を有する役職員の範囲と権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。

2 アクセス権限を有しない役職員は、個人情報等にアクセスしてはならない。

3 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第23条 保護管理者は、役職員が業務上の目的で個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、役職員は、保護管理者の指示に従い、これらの行為を行なわなければならない。

一 個人情報等の複製

二 個人情報等の送信

三 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

四 その他個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第24条 役職員は、個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行なわなければならない。

(媒体の管理等)

第25条 役職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行なわなければならない。

2 役職員は、個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のア



アクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

(誤送付等の防止)

第26条 役職員は、個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付若しくは誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の役職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第27条 役職員は、個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 役職員は、個人情報等の消去又は個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて役職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

(個人情報等の格付等)

第28条 農研機構が取り扱う個人情報等は、情報セキュリティ規程の定めるところにより格付を行うとともに、当該格付に従って取り扱わなければならない。

(外的環境の把握)

第29条 保護管理者は、個人情報等が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### 第3節 情報システムにおける安全の確保等

(情報システムの安全の確保)

第30条 個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この節において同じ。）の安全の確保等については、この節及び次節に定めるもののほか、情報セキュリティ規程及び情報システム利用規程の定めるところによる。

(アクセス制御)

第31条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

- 第32条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

- 第33条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、個人情報等を含む、又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

- 第34条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

- 第35条 保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

- 第36条 保護管理者は、不正プログラムによる個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

(情報システムにおける個人情報等の処理)

- 第37条 役職員は、個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。
- 2 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認しなければならない。

(暗号化)

- 第38条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 役職員は、その処理する個人情報等について、当該個人情報等の秘匿性等その内容に

応じて、適切に暗号化を行わなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第39条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第40条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講じなければならない。

(端末の盗難防止等)

第41条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 役職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第42条 役職員は、端末の使用に当たっては、個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じなければならない。

(入力情報の照合等)

第43条 役職員は、情報システムで取り扱う個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報等の内容の確認、既存の個人情報等との照合等を行わなければならない。

(バックアップ)

第44条 保護管理者は、個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第45条 保護管理者は、個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

#### 第4節 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第46条 情報セキュリティ責任者は、個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を

設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。また、個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 情報セキュリティ責任者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じなければならない。

3 情報セキュリティ責任者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

#### （情報システム室等の管理）

第47条 情報セキュリティ責任者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視装置の設置等の措置を講じなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、災害等に備え、情報システム室等に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

### 第5節 業務の委託等

#### （業務の委託等）

第48条 農研機構は、個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとし、当該委託に係る契約を締結する際には、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 個人情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報等の複製等の制限に関する事項

四 個人情報等の安全管理措置に関する事項

五 個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

六 委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項

七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監督等

に関する事項を含む。)

- 2 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 3 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、情報セキュリティ責任者は、委託する業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容、その量等に応じて、委託先における作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。
- 4 委託先において、個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、情報セキュリティ責任者は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。また、個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保護管理者は、個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 6 個人情報等を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

## 第6節 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第49条 個人情報等の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員は、直ちに保護管理者に報告しなければならない。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の通信回線への接続を速やかに切断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(役職員に行わせることを含む。)ものとする。
  - 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
  - 4 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を、速やかに、理事長に報告するとともに、主務省に対して情報提供を行うものとする。
  - 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
  - 6 漏えい等が生じた場合であって法第26条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知(仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データに係るものを除く。)を要する場合

には、第1項から前項までの規定と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

(公表等)

第50条 農研機構は、法第26条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人情報等の本人への連絡等の措置を講じなければならない。

2 農研機構は、国民の不安を招きかねない事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会及び主務省に情報提供を行うものとする。

## 第7節 教育

(教育)

第51条 総括保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する役職員に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、それぞれが担当する組織の現場における個人情報等の適切な管理のための教育研修を行うものとする。

## 第8節 監査及び点検の実施

(監査)

第52条 監査責任者は、個人情報等及び保有個人情報の適切な管理を検証するため、第3条から前条までに規定する措置の状況を含む農研機構における個人情報等及び保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第53条 保護管理者は、農研機構における個人情報等及び保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第54条 理事長又は総括保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報等及び保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(行政機関との連携)

第55条 理事長は、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）を踏まえ、主務省と緊密に連携して、その保有する個人情報等の適切な管理を行うものとする。

#### 第9節 個人情報ファイル簿の作成等

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第56条 保護管理者は、農研機構が保有している個人情報ファイルについて、法第75条第2項又は第3項に該当する場合を除き、別に定める個人情報ファイル簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(保有個人情報の取得等の報告)

第57条 保護担当者は、当該担当する組織において新たに保有個人情報を取得したときは、速やかに、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況を保護管理者に報告しなければならない。

- 2 保護管理者は、前項の報告を受けた場合であつて、当該保有個人情報が個人情報ファイルに該当するときは、個人情報ファイル簿を総括保護管理者に送付して、その取得について報告するものとする。報告した個人情報ファイル簿の記載事項に変更があったとき、個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその保有する個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときも、同様とする。

### 第4章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 個人情報保護窓口等

(個人情報保護窓口)

第58条 農研機構に、個人情報保護窓口を置く。

- 2 個人情報保護窓口は、本部管理本部総務部総務課とし、この規程に定める事務並びに開示請求等に係る相談及び案内に関する事務を行うものとする。
- 3 個人情報保護窓口は、農研機構における個人情報等の取扱いに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）の事務を行う窓口（以下「苦情相談窓口」という。）を兼ねるものとする。

(苦情相談の受付等)

第59条 苦情相談は、苦情相談窓口において受け付ける。

- 2 農研機構は、苦情相談窓口において苦情相談を受け付けたときは、当該苦情相談に関する個人情報等の取扱いの状況等を迅速に調査して、保護管理者に適切な処理を行わせなければならない。
- 3 農研機構は、苦情相談に関する調査の結果は、必要と認めるときは、当該苦情相談を申し出た者に書面で通知するものとする。

(苦情処理)

第60条 保護管理者は、苦情相談の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(受付窓口)

第61条 管理部ごとに、受付窓口を置く。

2 受付窓口は、別表の管理部の欄に掲げる管理部ごとに、それぞれ同表の受付窓口の欄に掲げる組織とし、当該受付窓口においてはこの規程に定める事務並びに開示請求等に係る相談及び案内に関する事務を行うものとする。

(相談及び案内における留意事項)

第62条 個人情報保護窓口及び受付窓口は、開示請求等に係る相談及び案内を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意して、開示請求等をしようとする者の利便性を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

- 一 開示を求める個人情報について、他の法令の規定による開示、訂正又は利用停止の制度があるとき又は報道公表資料、官報公示資料等のように、法に基づく開示請求を行うまでもなく情報提供することができるものであるときには、その旨を説明し、関係部署と適切に連携を取りつつ、対応する。
- 二 開示請求の対象とされている個人情報が記録されている具体的な法人文書又は個人情報ファイルを特定することができるよう個人情報ファイル簿の活用、関係部署への照会等を行い、求める個人情報の特定に資する情報など開示請求等を行うのに役立つ情報を積極的に提供する。
- 三 開示請求等の内容が他の独立行政法人等又は行政機関に係るものである場合には、その旨を説明した上、当該他の独立行政法人等又は行政機関の個人情報保護窓口を紹介する。
- 四 相談及び案内の方法として、来所及び電話によるもののほか、電子メール等による場合にも対応するものとする。

## 第2節 保有個人情報の開示

(開示請求の受理等)

第63条 開示請求は、個人情報保護窓口又は受付窓口に、法第77条第1項に規定する書面又は別に定める開示請求書（以下これらを総称して「開示請求書」という。）及び同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法第76条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類（以下「開示請求に係る本人確認書類」という。）を来所又は送付により提出して行うものとする。

2 個人情報保護窓口又は受付窓口は、開示請求をする者（以下「開示請求者」という。）が来所して開示請求書及び開示請求に係る本人確認書類を提出した場合には、当該開示請求書に接受印（法人文書管理規程（14規程第59号）第21条第1項に規定する接受印をいう。以下同じ。）を押印して受理するとともに、その場で当該開示請求に係る本人確認書類により本人又はその代理人（以下「本人等」という。）であることの確認を行い、本人等であることを確認したときはその旨を記録に残して当該開示請求



に係る本人確認書類を開示請求者に返却するものとする。

- 3 個人情報保護窓口又は受付窓口は、開示請求者が送付により開示請求書及び開示請求に係る本人確認書類を提出した場合には、当該開示請求書に接受印を押印して受理するものとする。
- 4 受付窓口は、第2項又は前項の規定により受理した開示請求書及び開示請求に係る本人確認書類（第2項の規定により本人等であることを確認して返却した場合を除く。）を直ちに個人情報保護窓口に戻付するものとする。
- 5 個人情報保護窓口においては、開示請求事案の進行管理のため、別に定める開示請求等処理簿を備えるものとする。

（開示請求書の記載事項の確認、補正等）

第64条 個人情報保護窓口は、提出され、又は回付を受けた開示請求書及び開示請求に係る本人確認書類について、当該開示請求書の内容の確認及び開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人等であることの確認を行うものとする。

- 2 個人情報保護窓口は、前項の確認の結果、開示請求書及び開示請求に係る本人確認書類に必要な事項の記載漏れ等形式上の不備があった場合には、相当の期間を定めて、当該不備を補正するよう開示請求者に求めるものとする。この場合において、個人情報保護窓口は、開示請求者に、当該補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 個人情報保護窓口は、第1項の確認の結果、開示請求書及び開示請求に係る本人確認書類に不備があった場合で、当該不備が明らかな誤字、脱字等軽微な不備であるときは、前項の規定にかかわらず、職権をもって当該不備を補正することができる。この場合において、個人情報保護窓口は、開示請求者に、その旨を通知するものとする。
- 4 個人情報保護窓口は、第1項に定める本人等であることの確認の結果、本人等であることの確認ができなかった場合には、開示請求者に、その旨を通知するものとする。

（手数料の徴収等）

第65条 個人情報保護窓口は、開示請求をするに当たっては、開示請求者から当該開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書をいう。以下同じ。）1件につき300円の手数料を徴収するものとする。ただし、開示請求者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行った場合には、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

- 一 一の個人情報ファイルにまとめられた複数の法人文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

- 2 手数料の納付は、現金、郵便定額小為替又は銀行振込のいずれかの方法によるものとする。
- 3 個人情報保護窓口は、受理した開示請求について、手数料が納められていないときは、相当の期間を定めて、開示請求者に、手数料の納付を求めるものとする。

- 4 個人情報保護窓口は、前項の規定により開示請求者に手数料の納付を求めた場合において、当該開示請求者が受付窓口での納付を希望したときは、受付窓口において手数料を納付させることができる。この場合において、個人情報保護窓口は、開示請求者の氏名、手数料の額その他必要な事項を当該受付窓口に通ずるものとし、当該受付窓口は、手数料の徴収が完了した場合には、速やかにその旨を個人情報保護窓口に通ずるものとする。

(開示決定等及び通知)

第66条 理事長は、開示請求があつた保有個人情報について、開示決定等期間（開示請求があつた日から30日の期間（第64条第2項の規定により補正を求めて当該補正に要した期間及び前条第3項の規定により手数料の納付を求めて当該納付に要した期間を除く。）をいう。以下同じ。）内においてできるだけ早い時期に、当該保有個人情報の開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）又は当該保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「不開示決定」という。）をするものとする。

- 2 理事長は、前項の開示決定又は不開示決定（以下「開示決定等」という。）をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

- 3 理事長は、開示決定等をした場合（法第81条の規定により拒否する場合を除く。）には、開示決定をしたときにあつては別に定める開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）により、不開示決定をしたときにあつては別に定める不開示決定通知書により、速やかにその旨を開示請求者に通知するものとする。

- 4 開示決定をした場合において、受理した開示請求書の求める開示の実施の方法等欄に記載がないときは、開示決定通知書と併せて、別に定める開示実施方法等申出書（以下「申出書」という。）を送付するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第67条 理事長は、開示請求があつた保有個人情報に、第三者に関する情報が含まれている場合において、開示決定等しようとするときは、当該決定等に先立ち、相当の期間を定めて、当該第三者に対し、別に定める第三者意見照会書により通知して、別に定める第三者開示決定等意見書（以下「意見書」という。）により意見を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合には、この限りでない。

- 2 理事長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が反対の意見を表明した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において開示決定をしたときは、直ちに、当該第三者に対し、別に定める反対意見書提出者への通知書によりその旨を通知するものとする。

- 3 理事長は、第1項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が反対意見書を提出した場合において開示を実施するときは、開示決定をした日と開示を実施する日との間を少なくとも2週間置くものとする。

(開示決定等の期間を延長する場合の手続等)

第68条 理事長は、法第83条第2項の規定により事務処理上の困難その他の理由から、開示決定等の期間を延長する場合には、別に定める開示決定等期限延長通知書により開示決定等期間内に開示請求者にその旨を通知するものとする。

2 第66条の規定は、前項の規定により延長した期間内に行う開示決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「延長後の期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第68条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

(大量請求による期限の特例を適用する場合の手続等)

第69条 理事長は、大量請求のため事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認める理由から、開示決定等の期限の特例に関する法第84条の規定を適用する場合には、別に定める開示決定等期限特例延長通知書により開示決定等期間内に開示請求者にその旨を通知するものとする。この場合において、理事長は、開示請求があった日から60日以内に相当部分について開示決定等を行い、開示の実施までの処理を行うものとする。

2 第66条の規定は、前項の規定により開示請求があった日から60日以内に行う開示決定等及び残りの保有個人情報の開示決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「保有個人情報について」とあるのは「保有個人情報の相当部分について」と、「30日」とあるのは「60日」と、「するものとする」とあるのは「するものとし、残りの保有個人情報についても、その期限内のできるだけ早い時期に、開示決定又は不開示決定をするものとする」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第69条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

(開示の実施の申出の受理等)

第70条 開示の実施の申出は、個人情報保護窓口又は受付窓口に、申出書を開示請求者が直接持参して提出し、又は送付により提出して行うものとする。

2 個人情報保護窓口又は受付窓口は、開示請求者が、申出書によらない書面で開示の実施の申出をした場合において、当該書面に記載された内容が法第87条第3項に規定する事項が確認できるものであると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該開示の実施の申出を有効な開示の実施の申出として取り扱うものとする。

3 第63条第2項、第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により提出された申出書（前項の規定により有効な申出とした書面を含む。以下同じ。）の受理及び個人情報保護窓口への回付等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「開示請求書」とあるのは「申出書」と、同条第4項中「第2項又は前項」とあるのは「第70条第3項の規定により読み替えられた第2項又は前項」と読み替えるものとする。

(申出書の記載事項の確認)

第71条 個人情報保護窓口は、提出され、又は回付を受けた申出書について、その内容の確認を行い、不明確な点等については開示請求者に連絡を取って確定等を図るものとする。

する。

(送料の徴収等)

第72条 個人情報保護窓口は、開示請求者が保有個人情報記録されている文書又は図画の写しの送付による開示の実施を申し出た場合は、当該写しの送付に要する費用(以下「送料」という。)を徴収するものとする。

2 送料の納付は、現金、郵便切手又は郵便定額小為替のいずれかによるものとする。

3 第65条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により送料を徴収する場合の取扱いについて準用する。この場合において、同条第3項中「開示請求」とあるのは「写しの送付による開示の実施の申出」と、同項及び同条第4項中「手数料」とあるのは「送料」と、同項中「前項」とあるのは「第72条第3項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

(開示の実施)

第73条 個人情報保護窓口は、申出書を受理し、又は回付を受けた場合には、開示請求者が申し出た開示の実施の内容のとおり開示の実施を行うものとする。ただし、開示請求者が申出書による申出を開示決定通知書を受け取った日から30日以内にしなかった場合(当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときを除く。)は、開示の実施を行う必要はないものとする。

2 個人情報保護窓口は、開示請求者が個人情報保護窓口まで遠距離である等のため受付窓口において閲覧又は視聴の方法による開示の実施を希望したときは、当該受付窓口において閲覧又は視聴を実施することができる。この場合において、個人情報保護窓口は、申出書の写し及び閲覧に供するものの写し又は視聴に供するものを受付窓口に送付するものとし、当該受付窓口は開示を終了したときはその旨を個人情報保護窓口に通知するものとする。

(開示の方法)

第74条 開示請求があった保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 文書又は図画の閲覧 文書又は図画は、原本を閲覧に供するものとする。ただし、次に掲げる場合には、その写しを閲覧に供するものとする。

ア 原本を閲覧に供することにより、原本の保存に支障が生ずるおそれがあるとき。

イ 日常業務に使用している帳票等を閲覧に供することにより、業務に支障が生ずるとき。

ウ 保有個人情報の一部を開示等する場合で、必要と認めるとき。

エ 前条第2項の規定により受付窓口において閲覧の方法による開示の実施を行うとき。

オ その他正当な理由があるとき。

二 文書又は図画の写しの交付 保有個人情報の写しを作成し、個人情報保護窓口が交付するものとする。

三 電磁的記録の閲覧 記録された情報を用紙に出力したものを閲覧に供するものとする。

四 電磁的記録の写しの交付 記録された情報を用紙に出力したものの写しを作成し、交付するものとする。

五 視聴 録音テープ又は録画テープ等は、再生機器等により視聴に供するものとする。

(部分開示の方法)

第75条 開示請求があった保有個人情報の部分開示(保有個人情報の一部を開示することをいう。以下同じ。)は、次に定めるところにより行うものとする。

一 文書若しくは図面又は電磁的記録の部分開示は、次に掲げるところによる。

ア 開示部分と不開示部分が別の頁に記録されている場合には、当該不開示部分が記録されている頁を取り外し、開示部分を閲覧に供するものとする。

イ 開示部分と不開示部分が同一の頁に記録されている場合には、当該保有個人情報全体を複写し、その複写したものの不開示部分を黒塗りし、それを再度複写するなどして、不開示情報の判読が不可能となったものを閲覧に供し、又は交付するものとする。

二 録音テープ又は録画テープ等の部分開示は、不開示部分のみを除去することが困難な場合には、容易に区分して除くことができる範囲で部分開示を行うものとする。

### 第3節 保有個人情報の訂正

(訂正請求の受理等)

第76条 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、個人情報保護窓口又は受付窓口に法第91条第1項に規定する書面又は別に定める訂正請求書(以下これらを総称して「訂正請求書」という。)及び同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(法第90条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類(以下「訂正請求に係る本人確認書類」という。))を来所又は送付により提出して行うものとする。

2 第63条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により提出された訂正請求書の受理及び個人情報保護窓口への回付等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「開示」とあるのは「訂正」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第76条第2項の規定により読み替えられた第2項」と、同条第5項中「開示請求事案」とあるのは「訂正請求事案」と読み替えるものとする。

(訂正請求書の記載事項の確認、補正等)

第77条 第64条の規定は、前条の規定により提出され、又は回付を受けた訂正請求書の記載事項の確認、補正等の取扱いについて準用する。この場合において、第64条各項目中「開示」とあるのは「訂正」と、同条第2項及び第3項中「前項」とあるのは「第77条の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第77条の規定により読み替えられた第1項」と読み替えるものとする。

(訂正決定等及び通知)

第78条 理事長は、訂正請求があった保有個人情報について、訂正決定等期間（訂正請求があった日から30日の期間（前条の規定により読み替えられた第64条第2項の規定により補正を求めて当該補正に要した期間を除く。）をいう。以下同じ。）内においてできるだけ早い時期に、当該保有個人情報の訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）又は当該保有個人情報の訂正をしない旨の決定（以下「不訂正決定」という。）をするものとする。

2 理事長は、前項の訂正決定又は不訂正決定（以下「訂正決定等」という。）をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

3 理事長は、訂正決定等をした場合には、訂正決定をしたときにあつては別に定める訂正決定通知書（以下「訂正決定通知書」という。）により、不訂正決定をしたときにあつては別に定める不訂正決定通知書により、速やかにその旨を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知するものとする。

(訂正決定等の期間を延長する場合の手続等)

第79条 理事長は、法第94条第2項の規定により事務処理上の困難その他の理由から、訂正決定等の期間を延長する場合には、別に定める訂正決定等期限延長通知書により訂正決定等期間内に訂正請求者にその旨を通知するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により延長した期間内に行う訂正決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「延長後の期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第79条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限の特例を適用する場合の手続等)

第80条 理事長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認める理由から、訂正決定等の期限の特例に関する法第95条の規定を適用する場合には、別に定める訂正決定等期限特例延長通知書により訂正決定等期間内に訂正請求者にその旨を通知するものとする。

2 第78条の規定は、前項の規定により訂正決定等の期限の特例を適用した場合の当該期限までに行う訂正決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「訂正決定等をする期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第80条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

(訂正の実施及び提供先への通知)

第81条 理事長は、訂正請求者に対して訂正決定を通知した場合には、速やかに、保護管理者に命じて、当該保有個人情報の訂正を行わせるとともに、当該訂正を行う保有個人情報を第三者に提供している場合には、別に定める訂正決定通知書により当該訂正を行った旨を通知するものとする。

#### 第4節 保有個人情報の利用停止

(利用停止請求の受理等)

第82条 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、個人情報保護窓口又は受付窓口に法第99条第1項に規定する書面又は別に定める利用停止請求書（以下これらを総称して「利用停止請求書」という。）及び同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（法第98条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類（以下「利用停止請求に係る本人確認書類」という。）を来所又は送付により提出して行うものとする。

2 第63条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により提出された利用停止請求書の受理及び個人情報保護窓口への回付等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第2項から第4項までの規定中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第82条第2項の規定により読み替えられた第2項」と、同条第5項中「開示請求事案」とあるのは「利用停止請求事案」と読み替えるものとする。

(利用停止請求書の記載事項の確認、補正等)

第83条 第64条の規定は、前条の規定により提出され、又は回付を受けた利用停止請求書の記載事項の確認、補正等の取扱いについて準用する。この場合において第64条各項中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第2項及び第3項中「前項」とあるのは「第83条の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第83条の規定により読み替えられた第1項」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等及び通知)

第84条 理事長は、利用停止請求があつた保有個人情報について、利用停止決定等期間（利用停止請求があつた日から30日の期間（前条の規定により読み替えられた第64条第2項の規定により補正を求めて当該補正に要した期間を除く。）をいう。以下同じ。）内においてできるだけ早い時期に、当該保有個人情報の利用停止をする旨の決定（以下「利用停止決定」という。）又は当該保有個人情報の利用停止をしない旨の決定（以下「不利用停止決定」という。）をするものとする。

2 理事長は、前項の利用停止決定又は不利用停止決定（以下「利用停止決定等」という。）をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

3 理事長は、利用停止決定等をした場合には、利用停止決定をしたときにあつては別に定める利用停止決定通知書（以下「利用停止決定通知書」という。）により、不利用停止決定をしたときにあつては別に定める不利用停止決定通知書により、速やかにその旨を利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に通知するものとする。

(利用停止決定等の期間を延長する場合の手続等)

第85条 理事長は、法第102条第2項の規定により事務処理上の困難その他の理由から、利用停止決定等の期間を延長する場合には、別に定める利用停止決定等期限延長通

知書により利用停止決定等期間内に利用停止請求者にその旨を通知するものとする。

- 2 前条の規定は、前項の規定により延長した期間内に行う利用停止決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「延長後の期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第85条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

(利用停止決定等の期限の特例を適用する場合の手続等)

第86条 理事長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認める理由から、利用停止決定等の期限の特例に関する法第103条の規定を適用する場合には、別に定める利用停止決定等期限特例延長通知書により利用停止決定等期間内に利用停止請求者にその旨を通知するものとする。

- 2 第84条の規定は、前項の規定により利用停止決定等の期限の特例を適用した場合の当該期限までに行う利用停止決定等の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「30日」とあるのは「利用停止決定等をする期限まで」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第86条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

(利用停止の実施)

第87条 理事長は、利用停止請求者に対して利用停止決定を通知した場合には、速やかに、保護管理者に命じて、当該保有個人情報の利用停止を行わせるものとする。

## 第5節 事案の移送

(事案の移送の協議)

第88条 個人情報保護窓口は、開示請求又は訂正請求に係る保有個人情報が、次の各号に掲げるものである場合には、当該各号に掲げる機関に対して、事案の移送に関する協議を行うものとする。

- 一 開示請求に係る保有個人情報が他の独立行政法人等又は行政機関から提供されたものである場合 当該他の独立行政法人等又は行政機関
- 二 開示請求に係る保有個人情報を記録した法人文書が他の独立行政法人等又は行政機関と共同で作成されたものである場合 当該他の独立行政法人等又は行政機関
- 三 開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が、他の独立行政法人又は行政機関の事務又は事業に係るものである場合 当該他の独立行政法人等又は行政機関
- 四 訂正請求に係る保有個人情報が法第85条第3項の規定により開示請求に係る事案の移送を受けた他の独立行政法人等又は行政機関において開示決定がされた開示に係るものである場合 当該他の独立行政法人又は行政機関
- 五 前各号に掲げる場合のほか、他の独立行政法人等又は行政機関において開示決定等又は訂正決定等を行うことにつき正当な理由がある場合 当該他の独立行政法人等又は行政機関

- 2 前項の規定による事案の移送に関する協議は、開示請求書又は訂正請求書を受理した後速やかに開始し、原則として1週間以内に終了するよう努めるものとする。



(事案の移送及び通知)

第89条 理事長は、前条の事案の移送に関する協議の結果、他の独立行政法人等又は行政機関に対して事案を移送する場合には、別に定める移送書に次に掲げる資料等を添付して行うものとする。この場合において、複数の他の独立行政法人等又は行政機関に事案を移送することとなるときは、その旨を当該移送書に記載するものとする。

一 開示請求書又は訂正請求書

二 移送前にした行為があれば、その経過を記載した書面

2 理事長は、前項の規定により他の独立行政法人等又は行政機関に対して事案を移送した場合には、別に定める移送通知書により開示請求者又は訂正請求者にその旨を通知するとともに、当該他の独立行政法人等又は行政機関に当該書面の写しを送付するものとする。

3 個人情報保護窓口は、第1項の規定により事案を移送する場合には、当該事案に係る開示請求書又は訂正請求書の写しを作成し、保管するものとする。

(移送した事案に係る協力等)

第90条 理事長は、前条第1項の規定により事案を移送（開示請求に係るものに限る。）した場合において、移送を受けた他の独立行政法人等又は行政機関が開示の決定をしたときは、当該開示の実施に係る保有個人情報の写しの提供又は原本の貸与、開示の場所の提供その他必要な協力を行うものとする。

2 理事長は、前条第1項の規定により事案を移送（訂正請求に係るものに限る。）した場合において、移送を受けた他の独立行政法人等又は行政機関が法第93条第1項の決定をした場合には、当該決定に基づき訂正の実施を行うものとする。

(事案の移送を受けた場合の措置)

第91条 他の独立行政法人等又は行政機関から事案の移送を受けた開示請求又は訂正請求は、農研機構に当該これらの請求があったものとみなして、第66条から第75条まで又は第78条から第81条までの規定に定めるところにより、開示決定等又は訂正決定等、開示又は訂正の実施その他の措置を行うものとする。

2 理事長は、他の独立行政法人等又は行政機関から事案の移送を受け開示決定等又は訂正決定等をした場合には、速やかに当該他の独立行政法人等又は行政機関に対して、開示決定等又は訂正決定等の結果を報告するものとする。

## 第6節 審査請求等

(審査請求書の受理、審査等)

第92条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）の受付及び受理は、個人情報保護窓口において行うものとする。

2 個人情報保護窓口又は受付窓口は、審査請求人から口頭で審査請求があった場合に

は、行政不服審査法第19条第1項の規定により同条第2項から第5項までに規定する事項を記載した書面（以下「審査請求書」という。）を個人情報保護窓口に提出する旨を案内するものとする。

3 個人情報保護窓口は、審査請求人から審査請求書の提出があった場合には、当該審査請求書に行政不服審査法第19条第2項から第5項までに規定する事項が記載されているか確認を行った後、これらの記載された内容に誤りがない場合又は不適法ではあるが補正することができる場合には、接受印を押印し受理するとともに、次に掲げる事務を行うものとする。この場合において、審査請求書が不適法ではあるが補正できる場合においては、2週間程度の期間を定めて、審査請求人にその補正を命ずるものとする。

一 接受印を押印した審査請求書の写しを審査請求人に交付する。

二 処理経過を把握できるよう、別に定める審査請求処理簿を備え、必要事項を記載する。

（審査請求の却下の裁決）

第93条 理事長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該審査請求を却下する裁決をするとともに、裁決書（行政不服審査法第50条第1項に規定する裁決書をいう。以下同じ。）を審査請求人に送付するものとする。

一 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等についての審査請求が審査請求期間（行政不服審査法第18条第1項又は第2項に定める期間をいう。）の経過後にされた場合又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求から相当の期間（行政不服審査法第3条に定める期間をいう。）が経過しないでされたものである場合（正当な理由がある場合を除く。）

二 審査請求をすべき処分庁を誤った場合

三 審査請求人適格のない者からの審査請求である場合

四 存在しない開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等についての審査請求である場合

五 審査請求書の記載の不備について補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため形式的不備がある審査請求となっている場合

2 理事長は、前項の審査請求の却下の裁決をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

（審査請求を認容する裁決）

第94条 理事長は、審査請求に係る処分（以下「原処分」という。）について審査請求を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の開示をし、訂正をし、又は利用停止をする場合には、次に定めるところにより処理するものとする。ただし、原処分について、第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。

一 裁決により原処分を変更し、又は取り消し、保有個人情報の全部の開示をし、訂正をし、又は利用停止をする旨の裁決をする。

二 開示決定通知書、訂正決定通知書又は利用停止決定通知書及び裁決書を審査請求人に送付する。この場合において、法人文書開示決定通知書、訂正決定通知書又は利用

停止決定通知書の備考欄には、審査請求認容による再決定である旨記載する。

- 2 理事長は、前項の審査請求を認容する決定をするに当たっては、委員会に諮り、その意見を聴かなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第95条 理事長は、審査請求があった場合には、第93条の規定に基づき審査請求を却下するとき、又は前条の規定に基づき審査請求を認容するときを除き、遅滞なく、情報公開・個人情報保護審査会に対して、別に定める諮問書に次に掲げる書類を添えて諮問するものとする。

- 一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書
- 二 開示決定等、訂正決定等、利用停止等を通知した書面及び審査請求書の写し
- 三 処分庁としての考え方とその理由を記載した理由説明書
- 四 その他必要と認める書類

- 2 理事長は、前項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問したときは、遅滞なく、法第105条第2項各号に掲げる者に対して、別に定める諮問書により通知するものとする。

(審査請求に対する裁決)

第96条 理事長は、前条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問した審査請求について、同審査会から答申を受けたときは、理由（主文が答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）その他の事項を記載した裁決書により、遅滞なく裁決を行い、前条第2項の規定により通知した者に裁決書を送付するものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続)

第97条 第67条第2項及び第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合において準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 原処分を変更し、当該原処分に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が反対意見書を提出している場合に限る。）

## 第5章 仮名加工情報の取扱い

(仮名加工情報の作成等)

第98条 役職員は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために、個人情報保護委員会規則第31条で定める基準に従って、個人情報を加工しなければならない。

- 2 役職員は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下こ

の条において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために、個人情報保護委員会規則第32条で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 3 役職員は、第10条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第9条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。
- 4 役職員は、個人情報である仮名加工情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表しなければならない。また、利用目的の変更を行った場合には、変更後の利用目的を公表しなければならない。
- 5 役職員は、保有する仮名加工情報である個人データについて利用する必要がなくなったとき(利用目的が達成され当該目的との関係では当該仮名加工情報である個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となり当該事業の再開の見込みもない場合等をいう。)は、当該仮名加工情報である個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。また、保有する削除情報等について利用する必要がなくなったときは、当該削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。ただし、法第41条第6項の規定により読み替えて準用する法第27条第5項各号のいずれかに該当する場合については、仮名加工情報である個人データの提供先は個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者とは別の主体として形式的には第三者に該当するものの、提供主体の個人情報取扱事業者である仮名加工情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しないものとして、仮名加工情報である個人データを提供することができるものとする。
- 7 役職員は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 役職員は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、電話をかけ、郵便若しくは信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。)により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則第33条で定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を行ってはならない。
- 9 仮名加工情報(個人情報であるもの)、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第9条第2項の規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第99条 役職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)を第三者に提供してはならない。ただ

し、法第42条第2項の規定により読み替えて準用する法第27条第5項各号のいずれかに該当して仮名加工情報の提供を受ける者は、提供主体の仮名加工情報取扱事業者と一体のものとして取り扱うことに合理性があるため、第三者には該当しないものとして、仮名加工情報を提供することができるものとする。

2 第20条から第47条まで、第51条、第58条から第60条まで並びに前条第7項及び第8項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。

## 第6章 行政機関等匿名加工情報の取扱い

### (行政機関等匿名加工情報の作成)

第100条 役職員は、行政機関等匿名加工情報（法第60条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成する場合には、法第5章第5節の規定に従わなければならない。

2 行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別することができないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために、個人情報保護委員会規則第62条で定める基準に従って保有個人情報を加工しなければならない。

3 農研機構は、行政機関等匿名加工情報の作成の全部又は一部を委託することができる。

### (行政機関等匿名加工情報の提供)

第101条 役職員は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

一 法令に基づく場合（法第5章第5節の規定に従う場合を含む。）

二 利用目的のために保有個人情報を第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を用いて作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

2 役職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。第103条第2項において同じ。）のうち、保有個人情報に該当するものを自ら利用し、又は提供してはならない。

3 役職員は、作成した行政機関等匿名加工情報について、これを提供する前に、適正に加工されていることを確認しなければならない。

### (行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第102条 役職員は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた保護管理者は、当該報告に係る作成された行政機関等匿名加工情報について、作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルが掲載されている個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則第63条で定める事

項

二 法第118条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

三 法第118条第1項の提案をすることができる期間

(識別行為の禁止等)

第103条 役職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 役職員は、行政機関等匿名加工情報、削除情報及び第100条第2項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下「行政機関等匿名加工情報等」という。）については、漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則第65条で定める基準に従い、これらの情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第104条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する役職員又は役職員であった者

二 農研機構から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた業務に従事している者又は従事していた者

三 農研機構において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者又は従事していた派遣労働者

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第105条 保護管理者は、農研機構が保有している個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当し提案の募集対象になると認めるときは、次に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しなければならない。

一 提案の募集をする個人情報ファイルである旨

二 提案を受ける組織の名称（課、室、研究領域等までの名称）及び所在地

2 保護管理者は、法第60条第3項各号への該当性を適切に判断した上で、提案の募集対象となる個人情報ファイルを選定しなければならない。

(提案の募集及び提案)

第106条 理事長は、個人情報保護委員会規則第53条で定めるところにより、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業について、定期的に提案の募集を行うものとする。

2 前項の提案の募集に応じて行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする

者（法第113条各号のいずれかに該当する者を除く。次項において同じ。）は、個人情報保護委員会規則第54条の定めるところにより、法第112条第2項各号に掲げる事項を記載した書面（同条第3項及び同規則第54条で定める書類を添付したもの）を農研機構に提出し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 3 個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、個人情報保護委員会規則第64条の規定により準用する同規則第54条の定めるところにより、法第118条第2項の規定により準用する法第112条第2項各号に掲げる事項を記載した書面（法第118条第2項の規定により準用する法第112条第3項及び同規則第64条の規定により準用する同規則第54条で定める書類を添付したもの）を農研機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

（提案の審査及び審査結果の通知）

第107条 理事長は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受け付けた場合は、法第114条第1項各号に掲げる審査基準への適否を審査し、その結果を当該提案をした者（以下「提案者」という。）に通知するものとする。なお、当該審査及び通知については、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定の趣旨も踏まえて、速やかに行わなければならない。

（契約の締結及び行政機関等匿名加工情報の作成）

第108条 前条に規定する審査基準に適合する旨の通知を受けた提案者は、個人情報保護委員会規則第61条で定めるところにより、農研機構との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

- 2 農研機構は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約に基づき、個人情報保護委員会規則第62条で定める基準に従って、行政機関等匿名加工情報を作成しなければならない。

（手数料の額）

第109条 農研機構は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を徴収するものとする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合にあっては、当該委託を受けた者に対して支払う額

（契約の解除）

第110条 農研機構は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結をした者が、法第120条各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（個人情報保護委員会への報告）

第111条 農研機構は、行政機関等匿名加工情報の提供に関して、次の各号のいずれか

に該当する場合には、その旨を直ちに個人情報保護委員会に報告しなければならない。

- 一 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が、法第120条各号のいずれかに該当すると認め、契約を解除しようとするとき及び解除したとき。
- 二 行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が、法に対する違反その他契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合

(行政機関等匿名加工情報以外の匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第112条 農研機構は、匿名加工情報(行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。)を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則第66条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 農研機構は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号又は法第43条第1項の規定により行われた加工(個人情報取扱事業者による個人情報保護委員会規則第34条で定める基準に従った個人情報の加工)の方法に関する情報を取得すること。

二 当該匿名加工情報を他の情報と照合すること。

3 農研機構は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則第67条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、農研機構から匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が委託した業務を行う場合について準用する。

## 第7章 雑則

(個人情報保護窓口等における受付時間)

第113条 この規程により直接持参して個人情報保護窓口又は受付窓口に提出できるものを受け付ける時間は、次に掲げる日以外の日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

一 土曜日及び日曜日

二 祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)の日(前号に該当する日を除く。)

三 年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)の日(前2号に該当する日を除く。)

四 前3号に掲げる日のほか、農研機構が指定する日

(個人情報保護窓口等における掲示等)

第114条 個人情報保護窓口及び受付窓口は、開示請求等をしようとする者の便宜を図



るため、わかりやすい場所に、受付時間に関する事項並びに手数料及び送料に関する事項を記載した書面等を掲示しておくよう努めるものとする。

(情報システムによる手続)

第115条 この規程に基づく報告、通知等の手続（農研機構と開示請求者等、審査請求人又は提案者との間で行われる手続）は、情報システムを使用する方法により行うことができる。

(その他)

第116条 この規程に定めるもののほか、農研機構における個人情報保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年3月14日（以下「施行日」という）から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に改正前の個人情報の保護に関する規程第11条第2項の規定により利用目的を明示し、本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が次の各号に掲げる同意に相当するものであるときは、施行日において、当該各号に掲げる同意があったものとみなす。

一 改正後の個人情報の保護に関する規程（以下「新個人情報保護規程」という。）第9条第1項の規定により特定される利用目的以外の目的で個人情報を取り扱うことを認める同意に相当するものであるとき 新個人情報保護規程第10条の同意

二 新個人情報保護規程第15条第2項の規定による同意に相当するものであるとき 同項の同意

三 新個人情報保護規程第16条第2項の規定による同意に相当するものであるとき 同項の同意

四 新個人情報保護規程第19条第2項第1号に掲げる同意であるとき 同号の同意

附 則（令和5.9.15 05規程第180-1号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第61条関係）

管 理 部	受 付 窓 口
観音台第1管理部	本部管理本部観音台第1管理部総務課
観音台第2管理部	本部管理本部観音台第2管理部総務課
観音台第3管理部	本部管理本部観音台第3管理部総務課
藤本・大わし管理部	本部管理本部藤本・大わし管理部総務課
池の台管理部	本部管理本部池の台管理部総務課
北海道管理部	本部管理本部北海道管理部総務課
東北管理部	本部管理本部東北管理部総務課
西日本管理部	本部管理本部西日本管理部総務課
九州沖縄管理部	本部管理本部九州沖縄管理部総務課
さいたま管理部	本部管理本部さいたま管理部総務課
川崎管理部	本部管理本部川崎管理部総務課